令和５年８月１日
筑波大学附属病院
感染対策委員会決定
COVID-19 対策本部決定

附属病院において
診療等に従事する教員、職員　各位
PFI 事業等で従事する関係者　各位
研究、実習等を行う大学院生、学類生等　各位
その他活動を行う者（院内ボランティア等）　各位

筑波大学附属病院長　原　　晃

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策行動方針（第 25 版）

令和５年７月４日開催の COVID-19 対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策行動方針について、下記のとおり一部修正しましたので通知します。今後も決して油断した行動をとらず、職員・入院患者に対する有症状 PCR 検査の徹底をお願いいたします。

記

１　対応 Phase 区分　→ Phase Ⅰ（令和５年４月１日）

２　行動指針

※下線部は強く要請する。

a)　病院への出勤、院内での活動制限

①　出勤の可否、出勤時の注意

発熱、咽頭痛、咳嗽、頭痛、倦怠感などの**感冒症状時は、所属長等に連絡した上で自宅待機**し、PCR 検査を実施する。検査が陰性の場合は、所属長に相談の上、対応を決めること。同居家族等の発熱・感冒症状の場合、**同居家族の抗原検査（自宅検査を含む）又は PCR 陰性が確認できた場合出勤可**とする。

職員 COVID-19 検査申込フォーム：　https://www.hosp.tsukuba.ac.jp/pcr-hosp/

②　マスク等の着用・手指衛生の励行・院内感染対策の徹底

病院施設内では、常時マスクの着用、手指衛生の励行、こまめな換気など感染対策の徹底をすること。

b)　病院の診療体制に関わる制限

①　入院診療 → 通常通りの診療を維持する

入院患者の発熱・感冒症状は、COVID-19 の可能性が低いと判断しても積極的に PCR 検査を実施する。

②　入院中の外出・外泊 →注意して可とする。

診療上、また患者の私事により、外出・外泊等を行う場合には、主治医と病棟師長（代理を含む）両者の許可を得たうえで行い、**帰院後は、チェックシートを用いて健康評価を行う。**

③　入院中の患者への面会・付き添い →注意して可とする

本院が定めた時間帯及び人数の範囲内で、感染管理を徹底して面会を許可する。面会を行う場合には、主治医と病棟師長（代理を含む）両者の許可を得たうえで、必要最小限とし、**面会前にけやき棟正面入り口警備員室で健康評価を含む手続きを行った上で**、面会を実施する。付き添い者は、初日にチェックシートを用いて健康評価を行い、以後、感冒症状などの確認を徹底する。

④　外部からの招聘、見学者の受け入れ、訪問者との面会等 → 注意して可とする。

対面で行う場合は、訪問者に感冒症状のないことを必ず確認した上で実施すること。海外からの招聘等においては、入国時の水際対策など関係諸機関の指示に沿った対応を行うこと。

⑤　臨床研究 →可とする。

感染対策を徹底する。

C)　院外での活動に関わる制限

国立大学法人職員として、政府もしくは茨城県、大学本部より行動制限が示された際には、行動指針を遵守し、逸脱した行動をとらないこと。参照先：茨城県行動指針：https://www.pref.ibaraki.jp/

本院として、国内・海外出張及び旅行、外勤、会食・宴会・冠婚葬祭について特段の制限は設けない。但し、会食・宴会・冠婚葬祭の場では、感染対策に留意すること。

附記

令和２年３月１２日作成

令和５年８月１日一部改正

（担当）
病院総務部品質・安全管理課
感染管理係　内線　3686